

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、その集団で生活するすべての児童に関係する問題です。西小学校は、かけがえのない存在である児童一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくため、「いじめのない学校」「いじめに強い学校」を目指して、「西小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

*「いじめ防止対策推進法（以下 法）」に基づく

(1) いじめの定義 *法第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること・・・少なくとも3か月、内容により更に長期間注視
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと・・・被害児童及び保護者と面談等により確認

(3) いじめに対する基本的な考え方

- ・人として絶対に許されない行為
- ・どの学級でも、どの児童にも起こり得る問題
- ・見ようと思って見ないと見つけにくい
- ・組織的かつ継続的に対応しなければ解消できない

(4) 学校のとしての構え（重点）

- ① 全教育活動を通して、自己肯定感と互いを尊重し合う心の醸成に努めます。（いじめの未然防止）
- ② 常に児童理解に努め、保護者・地域からの情報を積極的に求めます。（いじめの早期発見）
- ③ 情報を速やかに全教職員で共有し、校長の指示のもと組織的に対処します。（いじめの早期対応）

(5) 保護者の責務

- ① 保護者は、保護する児童がいじめを行うことがないように、思いやりや規範意識等の指導に努めます。
- ② 保護する児童がいじめを受けた場合には、躊躇せず適切にいじめから保護します。
- ③ 保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努めます。

(6) いじめをなくす取組

- ① いじめの未然防止 → 魅力ある学級・学年・学校づくり、生命や人権を大切にする指導、自己指導能力の育成、インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ② いじめの早期発見・早期対応 → 「記名式」「記名・無記名選択式」アンケートの併用、毎週の生徒指導交流会、職員研修の充実、保護者との連携、地域との連携、関係諸機関との連携
- ③ 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 *法第22条より

校内：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、保健主事、養護教諭
 校外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、主任児童委員、人権擁護委員、弁護士、医師

- ④ いじめ問題発生時の対応 → 速やかな情報共有・事実確認、組織として対応方針の決定・対応
 - ・ いじめを受けた児童と保護者の気持ちを最優先に考えた対応をとります。
 - ・ いじめた児童といじめを受けた児童双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら指導を行います。
 - ・ いじめた児童がいじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、いじめを行ったことを自覚し、自らの行為を深く反省し、二度と繰り返さないと決意できるような指導に努めます。
 - ・ いじめが起きた集団全体に対する指導を行います。
 - ・ 二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。

(7) 「重大事態」と判断された時の対応 *法第28条より

いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、速やかに下記の対応を行います。

- ・ 二町教育委員会が、第三者である有識者、専門家を加えたチームによる調査を行います。
- ・ 上記調査結果について、いじめを受けた児童と保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。
- ・ 直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。